

< 計画の目指すもの >

- ・市民に身近な場所での総合的な行政サービスの展開(「庁内分権」の推進)
多様化・高度化する市民ニーズにより的確に対応したサービスを提供するため、市民に身近な場所である地域行政機関における機能や権限を強化する。
- ・地域の特性を生かした住民主体のまちづくりの推進(「住民自治」の推進)
地域の個性・特性を生かしたまちづくりを行うため、地域住民が自ら地域課題を発見し、解決していくための自治の仕組みを構築し、住民主体のまちづくりを推進する

< 支所機能と本庁機能の考え方 >

- ・支所機能
市民の身近なところにおける行政サービスの提供と地域まちづくりの拠点機能
地域住民の窓口、市民参画と自主活動の促進、地域に関する事業執行 など
 - ・本庁機能
本市の中核を担う機能として、全部門の統括と地域行政機関の統括支援機能
全市的な視点の事業の執行、地域行政機関の統括と支援 など
- 中心部や周辺部の区別なく、全市一律に地区行政を推進していく。

< 地域における協働推進の考え方 >

- 行政の役割
情報を共有できる仕組みづくり、意識醸成と担い手づくり、参加参画の仕組みづくり、活動しやすい環境整備・支援
- 地域(住民・団体)の役割
地域住民：まちづくりの主体としての自覚と活動への参加
地域団体：まちづくりの主体としての自覚と活動の展開、地域における総意の形成 など

具体的取組

施策の方向

(1) 市民に身近な場所での総合的な行政サービスの展開

- ・地域行政機関において利便性の向上と生活に密着したサービスの提供
- ・地域まちづくりを推進するために実施する行政サービスの提供
- ・総合的な行政サービスの展開に必要な権限、予算、人員等を移譲

(2) 地域のまちづくりの推進

- ・地域課題の把握・住民ニーズの施策への反映
- ・自主的な地域まちづくり活動の促進
- ・地域に根ざした行政経営の推進

(1) 市民に身近な総合行政サービスの展開に向けた取組

市民の利便性を向上するために実施する取組

< 計画期間の目標 >

- ・窓口サービスの拡充
地区市民センター及び出張所で完結できるサービスの拡充
- ・サービス提供の迅速化、効率化の推進
情報機器の導入によるサービスの提供

< 当面の取組み >

- ・保健福祉申請受付業務の拡充
- ・図書搬送業務の拡充

市民生活に密着したサービスとして実施する取組

< 計画期間の目標 >

- ・関係機関等と連携したサービス提供
保健福祉など生活に密着したサービスを関係機関等との連携による身近な地域でのサービス提供の充実

< 当面の取組み >

- ・地域包括支援センターの支援
- ・子育て支援家庭訪問指導の実施
- ・子育て講座の実施

(2) 地域のまちづくりの推進に向けた取組

地域課題の把握・住民ニーズの施策への反映のために実施する取組

< 計画期間の目標 >

- ・情報連携システムの構築
地域施策や地域まちづくり組織などの情報を自由に入手、発信できる仕組みを構築
- ・地域ビジョンの策定
まちづくりのための指針策定とビジョンを地域住民と行政が共有した施策事業推進等に取り組む仕組みづくり
- ・地域住民の意見を反映した施策の実施
地域住民の参加参画による地域の意見を反映した施策事業の実施

< 当面の取組み >

- ・情報交換ツールの作成・活用
- ・37地区住民組織による地域ビジョンの策定
- ・地域安全診断、防犯マップ作成
- ・生活交通確保対策事業
- ・青少年の居場所づくり事業 など

自主的な地域まちづくり活動を促進するために実施する取組

< 計画期間の目標 >

- ・自治意識の醸成
住民自治や協働のまちづくりの意識醸成
- ・地域まちづくり組織の機能強化
地域まちづくり組織が中心となった取組み支援を充実
- ・住民活動支援の充実
地域住民による自主活動の支援策の充実強化

< 当面の取組み >

- ・まちづくり講習会の実施
- ・地域まちづくり組織の連携調整機能の強化
- ・まちづくり活動拠点の提供
- ・地域課題解決や人材育成の講座等の充実 など

地域に根ざした行政を推進するために実施する取組

< 計画期間の目標 >

- ・市民と行政の協働による地域課題対応ネットワークの形成
地域課題(防犯防災、ごみ、道路等)に対応する事務事業の拡充による各種団体等との連携を強化するとともにネットワークを構築
- ・地域ブランドの創出
物的、人的資源など郷土意識を醸成するような地域の特性や強みを住民が認識するための講座や事業を実施

< 当面の取組み >

- ・環境関係書類の受付
- ・河川や道路など危険箇所の点検
- ・公園の点検
- ・郷土意識を醸成する講座の充実 など

地区行政の展開エリア

< 地域行政エリア >

・地域に身近な行政サービスの提供と住民と行政との連携による地域づくりを実施するエリア

総合行政サービスは、周辺部では地区市民センター所管エリアで、中心部では本庁と3出張所所管エリアで提供
地域まちづくり活動の支援は、中心部では25地区をブロック化して展開

< 基幹的地域行政エリア >

・専門的なサービスの提供と広域的なまちづくりを実施するエリア

将来的に地域に求められる施策・事業も含めたその一体的な拠点エリア基幹的地域行政エリア(拠点エリア)を検討

地区行政の推進体制

< 地区市民センターの体制 >

- 地区市民センターの機能強化
- ・地域活動のコーディネーター役として機能や各所管部門に対する説明要求や意見陳述などの機能を強化
- 窓口サービスの提供体制
- ・窓口業務に広範囲な専門知識を持つ職員の配置と研修による資質の向上
- 組織体制の確立
- ・民間活力や電子システムの活用により、柔軟かつ機動的効率的な組織体制
- 施設の再整備
- ・地区行政の推進状況により、施設の機能整備の計画的な再整備

< 本庁所管部門の体制 >

<p>地区行政課の役割</p> <p>地域政策の企画調整、地域で実施する施策事業、地域予算、地域広聴に関すること</p>	<p>各所管部門の役割</p> <p>各部、各課に地区行政を推進する機能を付加し、全庁的に取り組む体制を強化</p>	<p>< 地域まちづくり組織との連携 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり組織同士の連携体制づくり ・市計画策定等への参画機会の提供 ・地域の意見を施策事業への反映
--	--	--

< 地域予算制度の構築 >

- ・地域の創意工夫を重視した地域振興予算と地域づくりのための補助金

< 中心部における地域まちづくりの推進体制 >

- ・中心部の展開エリアでは、まちづくり活動支援と生涯学習活動を一体的に推進